

Q1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具・器具及び備品のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るもの、ソフトウェア(道内製作のものを購入する場合に限る。)など資産計上された資産の取得価額になります。(土地の取得価額は含みません。)

なお、対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合(道及び市町村以外の補助制度)は、その施設を投資額の算定の対象から除きます。

Q2 対象となる雇用増は、どのような方が対象となりますか。

次の1又は2の項目を満たす方が対象となります。

1 工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件のすべてを満たす方

- ①雇用期間の定めのない者 ②雇用保険に加入している者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)
- ③健康保険に加入している者 ④厚生年金保険に加入している者

また、雇用増には、申請事業所において工場等の操業等に直接従事する者のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者を含みますが、営業及び販売、配送等に従事する者を除きます。

2 次の要件のすべてを満たす出向者(出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る)

- ①道外の他の事業者から出向している者であること
- ②工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること
- ③道内に住所を有する者であること

対象となる雇用増の人数は1と2の合計となります。

Q3 有期雇用者は雇用増の対象となりますか。

雇用期間の定めのない者が対象となりますが、認定申請時に「認定申請に関する申出書」、交付申請時に「確約書」を提出し、次の事項及び上記Q2の1の②～④を満たす場合は対象となります。

- ①勤務形態が正規雇用者と同等であること ②雇用契約に自動更新条項を設けるとともに、更新回数の制限を行わないこと
- ③雇用契約に業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと
- ④雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新すること

Q4 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増は、どのような方が対象となりますか。

工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増5人の中に含めることができます。

なお、上記の雇用増2人については、雇用増が6人以上の場合に支給される助成額の算定対象からは除きます。

Q5 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。

- ①工場等の建物等を建設する場合 ②建物等を買取る場合
- ③建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

工事着手日は、

- ①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。
- ②の場合は、建物の取得日(所有権移転の日)となります。
- ③の場合は、機械設備等が納入された日(機械の据え付け工事が必要な場合は、工事が開始された日)となります。

Q6 建物・機械設備等を全部又は一部をリースで導入する場合、対象となりますか。

法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引(いわゆる「ファイナンス・リース取引」。)に該当するものであって、法人税法施行規則別表16(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象となります。

オペレーションリースに該当するものは、対象となりません。

Q7 建物の建設を伴わず機械設備のみを投資する場合、対象となりますか。

建物の建設を伴わない場合でも、増設に伴い雇用者が増加し、対象要件を満たす場合は対象となります。

Q8 親会社が投資を行い、子会社が従業員を雇用し操業する場合の扱いはどうなりますか。また、親会社からの出向者は雇用増の対象となりますか。

子会社の株式の50%超を取得している等の親会社の場合は、親子一体のものとして扱い、申請は親会社とします。

また、雇用増は、操業を行う子会社が直接雇用する者を対象とするほか、親会社から子会社への転籍者及び親会社から子会社へ出向する者のうち、Q2の2に該当する出向者1人については対象となります。

Q9 業種は、工場等を設置する企業の主たる業種で判定するのですか。

新設または増設する工場等における事業内容により業種を判定します。

Q10 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。

助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの（雇用増を基準とした助成は、投資額を基準とした助成の上乗せとして算定しているもの）であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。

Q11 環境配慮型工場等とはどのような工場ですか。

環境配慮型工場とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。具体的には、通常の設定の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量と、省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の工場等全体の稼働に必要な年間消費エネルギー量を比較して10パーセント以上の低減が見込まれるものです（類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転（賃借）を除く）。

この場合の省エネルギーのための先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、客観的に通常の設定と比較及び確認可能な設備のみとなります。

（年間消費エネルギー量の計算方法）

別記様式12号に基づき、通常の設定導入等の場合と省エネルギーのための先進的な設備導入等の場合それぞれについて、工場全体の年間のエネルギーの消費量を二酸化炭素排出量に換算して算出します（先進的な設備の稼働効率等の数値ではないので注意してください）。

また、新エネルギーの導入については、新エネルギーの導入前の工場等全体の通常電力使用量と一部又は全部を新エネルギーに切り替えた場合の電力使用量について、排出係数等を用いて、それぞれの使用量に対応する二酸化炭素排出量を算出し比較します。なお、自家発電等によって電力の一部又は全部をまかなう場合も同様の考え方となります。

（低減率の計算方法）

$$\frac{\left(\text{通常の設定の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量} \right) - \left(\text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量} \right)}{\left(\text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量} \right)} \times 100$$

Q12 高度物流関連事業において、施設設置者が他の物流事業者に施設を貸す目的で物流施設を新設若しくは増設する場合も補助対象となりますか。また、雇用増は施設設置者と物流事業者のどちらの雇用増を算定の対象としますか。

次の要件をすべて満たし、施設設置者と物流事業者が連名で申請する場合、補助対象となります。

- ①施設設置者が当該高度物流関連事業の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。
- ②物流事業者が当該高度物流関連事業の施設を賃借し、かつ、当該高度物流関連事業の施設において業務を開始すること。
- ③施設設置者及び物流事業者の双方が、親会社、子会社又は関連会社ではないこと。
- ④当該高度物流関連事業の施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を 10 年以上とする契約があること。

この場合の雇用増は物流事業者の雇用増を算定の対象とします。

別記様式 1 2

環境配慮型工場における年間エネルギー消費量の算出方法

エネルギーの種類		エネルギーの使用量			販売されたエネルギーの量			F = C - E (※1)	二酸化炭素の排出量 (t-CO ₂) G	
		数値 A	単位	G J) C =	数値 D	単位	熱量 (G J) E = D × B			
燃料	原油 (コンデンセートを除く)		k l	0		k l	0	0	0	
	原油のうちコンデンセート (NGL)		k l	0		k l	0	0	0	
	揮発油		k l	0		k l	0	0	0	
	ナフサ		k l	0		k l	0	0	0	
	灯油		k l	0		k l	0	0	0	
	軽油		k l	0		k l	0	0	0	
	A 重油		k l	0		k l	0	0	0	
	B・C 重油		k l	0		k l	0	0	0	
	石油アスファルト		t	0		t	0	0	0	
	石油コークス		t	0		t	0	0	0	
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)		t	0		t	0	0	0
		石油系炭化水素ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0
	可燃性天然ガス	液化石油ガス (LPG)		t	0		t	0	0	0
		その他可燃性天然ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0
	石炭	原料炭		t	0		t	0	0	0
		一般炭		t	0		t	0	0	0
		無煙炭		t	0		t	0	0	0
	石炭コークス		t	0		t	0	0	0	
	コールタール		t	0		t	0	0	0	
	コークス炉ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0	
	高炉ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0	
転炉ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0		
都市ガス		千 m ³	0		千 m ³	0	0	0		
小計								0		
熱	産業用蒸気		G J	/		G J	/	0	0	
	産業用蒸気以外の蒸気		G J	/		G J	/	0	0	
	温水		G J	/		G J	/	0	0	
	冷水		G J	/		G J	/	0	0	
	小計								0	
電気	小売電気事業者	昼間買電※3		千 k w h	/	千 k w h	/	0	0	
		夜間買電※4		千 k w h	/	千 k w h	/	0	0	
	その他	上記以外買電		千 k w h	/	千 k w h	/	0	0	
		自家発電	/	千 k w h	/	千 k w h	/	0	0	
	小計								0	
合計								0		

※1 熱については C - E、電気 (自家発電を除く。) については A とすること。

※2 都市ガスの①欄の数値は、ガス供給業者ごとの実際の数値を用いること。

※3 昼間買電とは、小売電気事業者 (電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者) から供給を受ける電気で 8 時から 22 時まで使用した電力をいう。

※4 夜間買電とは、小売電気事業者 (電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者) から供給を受ける電気で 22 時から翌日 8 時まで使用した電力をいう。

< 計算手順 >

- ① エネルギーの種類ごとに、エネルギー使用量を「数値A」欄に記入すること（ただし、自家発電による電気使用量は記入しないこと）
- ② 販売されたエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、販売されたエネルギー量を「数値D」欄に記入すること。
- ③ 燃料について、その種類ごとに「数値A」欄の数値に<参考1>に掲げる「数値B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量（GJ）C = A × B」欄に記入すること。なお、「数値B」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定すること可。
- ④ 燃料について、販売されたエネルギーがある場合には、その種類ごとに、「数値D」欄の数値に<参考1>に掲げる「数値B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量（GJ）E = D × B」に記入すること。なお「数値B」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することも可。
- ⑤ 燃料について、その種類ごとに「熱量（GJ）C = A × B」欄の数値から「熱量（GJ）E = D × B」欄の数値を減じて得た数値を「F = C - E」欄に記入すること。
- ⑥ 燃料について、その種類ごとに「F = C - E」欄の数値を<参考1>に掲げる排出係数の数値に代わり、実測に基づいた排出係数を設定することも可。
- ⑦ 熱について、その種類ごとに、「数値C」欄の数値から「数値E」欄の数値を減じて得た数値を「F = C - E」欄に記載すること。電気（自家発電を除く。）については、その種類ごとに「数値A」欄の数値を「F = C - E」欄に記入すること。
- ⑧ 熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに「F = C - E」欄の数値に<参考1>に掲げる排出係数（電気については、国が公表する電気事業者毎の排出係数）の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量（t-CO₂）G欄」に記入すること。
- ⑨ 自家発電について、販売されたものがある場合は、「数値D」欄の数値に<参考1>に掲げる電気の排出係数の数値を乗じて得た数値に、-1を乗じた数値を「二酸化炭素の排出量（t-CO₂）G」欄に記入してください。
- ⑩ すべてのエネルギーの種類の「二酸化炭素の排出量（t-CO₂）G」欄の数値を合算して得た数値を合計欄に有効数字3桁で整理。
- ⑪ 以上の手順を通常の工場の稼働に必要なエネルギー消費量と省エネルギー型の機械や機器の導入や新エネルギーの活用によって低減後の工場の稼働に必要な年間消費エネルギー量について行い算出すること。

<参考1>各エネルギーの種類における単位発熱量及び排出係数

エネルギーの種類		単位発熱量		排出係数		
		数値 B	単位	数値	単位	
燃料	原油（コンデンセートを除く）		38.2	G J / k l	0.0187	t - C / G J
	原油のうちコンデンセート（NGL）		35.3	G J / k l	0.0184	t - C / G J
	揮発油		34.6	G J / k l	0.0183	t - C / G J
	ナフサ		33.6	G J / k l	0.0182	t - C / G J
	灯油		36.7	G J / k l	0.0185	t - C / G J
	軽油		37.7	G J / k l	0.0187	t - C / G J
	A 重油		39.1	G J / k l	0.0189	t - C / G J
	B・C 重油		41.9	G J / k l	0.0195	t - C / G J
	石油アスファルト		40.9	G J / t	0.0208	t - C / G J
	石油コークス		29.9	G J / t	0.0254	t - C / G J
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.8	G J / t	0.0161	t - C / G J
		石油系炭化水素ガス	44.9	G J / 千 m ³	0.0142	t - C / G J
	可燃性天然ガス	液化石油ガス（LPG）	54.6	G J / t	0.0135	t - C / G J
		その他可燃性天然ガス	43.5	G J / 千 m ³	0.0139	t - C / G J
	石炭	原料炭	29	G J / t	0.0245	t - C / G J
		一般炭	25.7	G J / t	0.0247	t - C / G J
		無煙炭	26.9	G J / t	0.0255	t - C / G J
	石炭コークス		29.4	G J / t	0.0294	t - C / G J
	コールタール		37.3	G J / t	0.0209	t - C / G J
	コークス炉ガス		21.1	G J / 千 m ³	0.011	t - C / G J
高炉ガス		3.41	G J / 千 m ³	0.0263	t - C / G J	
転炉ガス		8.41	G J / 千 m ³	0.0384	t - C / G J	
都市ガス		45	G J / 千 m ³	0.0136	t - C / G J	
熱	産業用蒸気		1.02	G J / G J	0.06	t - C O 2 / G J
	産業用蒸気以外の蒸気		1.36	G J / G J	0.057	t - C O 2 / G J
	温水		1.36	G J / G J	0.057	t - C O 2 / G J
	冷水		1.36	G J / G J	0.057	t - C O 2 / G J
電気	小売電気事業者	昼間買電	9.97	G J / 千 k w h	0.601	t - C O 2 / 千 k w h
		夜間買電	9.28	G J / 千 k w h	0.601	t - C O 2 / 千 k w h
	その他	上記以外買電	9.76	G J / 千 k w h	0.453	t - C O 2 / 千 k w h
		自家発電			0.453	t - C O 2 / 千 k w h

※都市ガスの数値 B は北海道瓦斯の数値であるので、ガス供給事業者ごとの実際に数値を用いてください。

※電気の排出係数は、次の排出係数を用いること。

①電気事業者から供給された電気を使用している場合：国が公表する電気事業者ごとの排出係数（例示として昼間電力及び夜間電力については北海道電力の排出係数を入力しています。また、その他については供給元の排出係数が不明の場合の数値を入力しています）

②電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合：実測等に基づく適切な係数

③①及び②で算定できない場合：環境大臣・経済産業大臣が公表する係数